

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## ／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社では、経営の透明性向上とコンプライアンスを徹底した経営を行うため、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を充実させていくことを基本方針と考えております。コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるためには、企業環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び公正で透明性のある株主重視の経営システムを構築、維持し、業務執行における監視体制の整備を進め、適切な情報公開等を行ってまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 【補充原則1-2 ④】

当社では、株主における海外投資家の比率がゼロであることから招集通知の英訳を行っておりませんが、今後、株主の構成の変化に応じて議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳の実施について検討を進めてまいります。

#### 【補充原則3-1②】

当社では、現在の株主構成を勘案した結果、英語での情報提供はしておりませんが、今後の株主構成の変化等に応じて、英語での情報提供について検討してまいります。

#### 【補充原則4-10①】

当社では、監査等委員（社外取締役）を3名選任しており、独立社外取締役が取締役会の半数に達しております。各社外取締役とも、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。当社の取締役会では社外取締役の数と社内取締役の数が同数になります。そのため、今後は取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名・報酬といった特に重要な事項の検討に当たり独立社外取締役の関与を強めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

#### 【原則1-4】（いわゆる政策保有株式）

当社は原則として政策保有株式を保有しません。仮に保有する場合は、毎年、取締役会において個別の株式について保有の適否を検証します。また、当該株式に係る議決権は、当該企業の企業価値及び株主価値の向上に資するよう行使します。

#### 【原則1-7】（関連当事者間の取引）

関連当事者等との取引について、取引の必要性・合理性・適正性を含め一般株主の利益保護の観点から、極めて慎重に判断しております。「取締役会規程」及び「関連当事者取引管理規程」において、取締役または取締役が実質的に支配する会社と取引を行う場合には取締役会の承認を得ることとしております。

当社及び子会社の取締役に対しては、利益相反取引の有無についての確認アンケート調査を実施する方法で、主要株主やグループ会社間の取引の有無・状況については、財務諸表を作成する過程等で把握し、利益相反取引の管理体制を構築しております。また当社取締役と当社グループ会社との取引関係等については、関連法令に従い有価証券報告書や株主総会招集通知に記載しております。

#### 【原則2-6】（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）

当社は、確定給付企業年金制度を採用しておりませんので、本原則には該当いたしません。

当社は、役職員が豊かな老後生活に向けた資産形成の一助となるよう、企業型確定拠出年金制度を導入しております。企業型確定拠出年金制度では、拠出金の運用は加入者である役職員が自ら行うことから、企業年金の受益者と当社との間に利益相反が生じることはありません。

#### 【原則3-1】（情報開示の充実）

(i) 当社は、経営理念・目指すビジョン・アイデンティティ・事業コンセプトを策定し、ウェブサイトに掲載しております。

<https://neo-m.jp/company/philosophy/>

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、コーポレートガバナンスに関する報告書の「I-1. 基本的な考え方」に記載しております。

(iii) 取締役（監査等委員を除く）の報酬は、会社の業績、各人の業務評価等を考慮して、取締役会決議に基づき決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(iv) 取締役の候補者は、経験、能力、人格等を総合的に勘案して決定しております。監査等委員である取締役の候補者は、各自の専門性と知見・識見を重視しつつ、委員会全体のバランスを考慮して選定した者を監査等委員会の事前同意を得て決定しております。

(v) 取締役及び監査等委員である取締役の指名を行う際の個々の選任の理由については、株主総会参考書類に記載をすることとしております。

#### 【補充原則4-1①】（経営陣への委任の範囲）

当社は、「取締役会規程」及び「職務権限規程」において、取締役会決議事項及び代表取締役社長決裁事項を明確に定めております。経営に関する機能分担を明確にし、権限委譲による意思決定と業務執行の迅速化を図る目的で、執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会が決定した経営方針及び「職務権限規程」に従い、代表取締役社長の指揮・監督の下で適正な業務執行にあたっております。

#### 【原則4-9】（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）

当社では、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、専門的な知見を有し当社に貢献が期待できる人物の中から、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」に照らしてふさわしい人物を社外取締役として選任することとしております。

上場後は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を開示してまいります。

〔補充原則4-11①〕（取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方）  
 当社の取締役会は、監査等委員ではない取締役が3名、監査等委員である取締役は3名の規模で構成しています。ガバナンスを強化するため監査等委員は全員独立社外取締役とすることを基本的な考え方としております。  
 今後は、取締役会のバランス等についての考え方、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示してまいります。

〔補充原則4-11②〕（取締役の兼任状況）  
 当社では、取締役・社外取締役の責務が十分に果たされるよう、上場会社の役員の兼任時には、事前に取締役会に報告することを求めている、兼任社数は合理的な範囲にとどめるよう留意しております。  
 監査等委員（社外取締役）3名は、当社以外の他の会社の社外取締役等を兼任しておりますが、当社の取締役会及び監査等委員会への出席状況から勘案して、当社の経営の監督を行う上で、支障はないものと判断しております。なお、社外取締役の兼任状況については、有価証券報告書等で開示しております。

〔補充原則4-11③〕（取締役会の実効性についての分析・評価）  
 当社では、今後、年に1回以上取締役会全体の実効性について、取締役会において各取締役による自己評価を含めた分析・評価を実施し、必要に応じてその概要を開示いたします。

〔補充原則4-14②〕（取締役のトレーニング方針）  
 当社では、取締役トレーニングについての基本方針をすでに策定済みであり、運用しておりますが、上場後は方針を開示するようにいたします。

〔原則5-1〕（株主との建設的な対話に関する方針）  
 株主や投資家に対しては、決算発表時に代表取締役社長自らが決算説明会にて説明を実施するとともに、株主との対話の対応についてはIR担当取締役が管轄する管理本部において対応してまいります。  
 株主からの面談の申込みに対しては、合理的な範囲内で真摯に対応し、対話を通じて株主から得られた要望等の情報の共有を図ってまいります。  
 また、株主との建設的な対話を促進するための方針については、取締役会で策定しており、上場後は当該方針を開示してまいります。

## 2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

### 〔大株主の状況〕

| 氏名又は名称              | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---------------------|----------|-------|
| 株式会社エムスリードリームインベスター | 658,000  | 25.18 |
| 橋本光伸                | 498,800  | 19.09 |
| 株式会社TRMブラザーズ        | 288,000  | 11.02 |
| 小林康裕                | 134,400  | 5.14  |
| ネオマーケティング従業員持株会     | 102,000  | 3.90  |
| 村上直                 | 82,200   | 3.15  |
| 株式会社エイジェック          | 77,400   | 2.96  |
| 荒池和史                | 50,000   | 1.91  |
| 原島茂雄                | 48,400   | 1.85  |
| 葛山博志                | 39,400   | 1.51  |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ―― |
| 親会社の有無          | なし |

### 補足説明

大株主の状況は、上場に際して行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したのとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

## 3. 企業属性

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 JASDAQ |
| 決算期                 | 9月        |
| 業種                  | 情報・通信業    |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 100人未満    |
| 直前事業年度における（連結）売上高   | 100億円未満   |

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

-----

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

-----

# // 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |            |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

### [取締役関係]

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 10 名   |
| 定款上の取締役の任期             | 1 年    |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 6 名    |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 3 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名    |

### 会社との関係(1)

| 氏名   | 属性    | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|      |       | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 藤元拓志 | 公認会計士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 原島茂雄 | 税理士   |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 中川達也 | 弁護士   |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者  
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役  
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者  
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者  
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者  
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家  
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）  
h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）  
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）  
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）  
k その他

### 会社との関係(2)

| 氏名   | 監査等<br>委員 | 独立<br>役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                                                     |
|------|-----------|----------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 藤元拓志 | ○         | ○        | ---          | 藤元拓志氏は公認会計士としての長年の経験から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行するにあたり必要な、経営管理、財務・経理の専門的な知識や豊富な経験を有しております。当社との間に、当社の「社外役員の独立性の基準」に記載している事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他の特別の利害関係もないため、独立役員として選任しております。 |

|      |   |   |      |                                                                                                                                                                         |
|------|---|---|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原島茂雄 | ○ | ○ | ---- | 原島茂雄氏は税理士としての長年の経験から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行するにあたり必要な、経営管理、財務・経理の専門的な知識や豊富な経験を有しております。当社との間に、当社の「社外役員の独立性の基準」に記載している事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他の特別の利害関係もないため、独立役員として選任しております。 |
| 中川達也 | ○ | ○ | ---- | 中川達也氏は弁護士としての長年の経験から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行するにあたり必要な法律分野の専門的な知識や豊富な経験を有しております。当社との間に、当社の「社外役員の独立性の基準」に記載している事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他の特別の利害関係もないため、独立役員として選任しております。        |

【監査等委員会】

| 委員構成及び議長の属性                |         |          |           |           |          |
|----------------------------|---------|----------|-----------|-----------|----------|
|                            | 全委員 (名) | 常勤委員 (名) | 社内取締役 (名) | 社外取締役 (名) | 委員長 (議長) |
| 監査等委員会                     | 3       | 0        | 0         | 3         | 社外取締役    |
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | なし      |          |           |           |          |

| 現在の体制を採用している理由                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>特定の者を任命しておりませんが、必要に応じて当社の監査等委員会が監査等委員会スタッフを求める場合、当社管理本部を監査等委員会の職務を補助する組織とし、その使用人が監査等委員会スタッフを兼務することとしているためです。</p>                                         |
| 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況                                                                                                                                    |
| <p>内部監査室と監査等委員会は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うとともに、重要な会議に出席することにより情報の共有を図っております。監査等委員会は会計監査人および内部監査室より、それぞれの監査計画を受領するとともに、定期的に会議を開催し、監査方針及び監査結果の聴取を行っております。</p> |

【任意の委員会】

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【独立役員関係】

|         |     |
|---------|-----|
| 独立役員の人数 | 3 名 |
|---------|-----|

| その他独立役員に関する事項 |
|---------------|
| ----          |

【インセンティブ関係】

|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|----------------|

| 該当項目に関する補足説明                                                       |
|--------------------------------------------------------------------|
| <p>当社の業績目標の達成の意欲向上、企業価値の持続的な向上を図ることを目的とし、ストックオプション制度を導入しております。</p> |



**ストックオプションの付与対象者**

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、その他

**該当項目に関する補足説明**

当該制度の付与対象者は、取締役（監査等委員である取締役を含む）、従業員、当社の子会社の役員、顧問、社外協力者となっております。

**【取締役報酬関係】****（個別の取締役報酬の）開示状況**

個別報酬の開示はしていない

**該当項目に関する補足説明**

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

**報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無**

あり

**報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容**

当社の取締役の報酬限度額は、2015年12月22日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内、監査等委員である社外取締役の報酬限度額は年額30,000千円以内と決議いただいており、当社はその報酬限度額内で役員報酬を決定しております。これらの限度額に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役3名、監査等委員3名であります。各取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、役位、在籍年数、業績評価、会社の業績等を総合的に勘案し、監査等委員である社外取締役については個々の監査等委員である取締役の職務と責任に応じた報酬額を、監査等委員の協議にて決定することとしております。

**【社外取締役のサポート体制】**

社外取締役をサポートする専属部署はありませんが、管理本部または内部監査室がサポートしております。

**2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）****①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方**

当社は、コーポレート・ガバナンスの確立が重要課題の1つであると認識しており、継続的な企業価値向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と透明性の向上、経営監視機能の強化に努めております。

**②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由****イ、企業統治の体制の概要**

当社は、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会及び監査等委員会を設置するとともに、日常業務遂行を監査する役割として、代表取締役直轄部門として内部監査室を設置しております。これら各機関の相互連携により事業活動をモニタリングし、当社グループのガバナンスを推進しております。

**(a) 取締役会**

当社の取締役会は、代表取締役 橋本光伸を議長とし、荒池和史、秋田誠、藤元拓志(社外)、原島茂雄(社外)、中川達也(社外)の取締役6名で構成されており、取締役会は原則として毎月1回開催し、経営の最高意思決定機関として重要な経営事項の審議や意思決定を行っております。また、迅速な審議や意思決定が必要になった際は、随時臨時取締役会を開催しております。

なお、当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。

**(b) 監査等委員会**

当社の監査等委員会は、藤元拓志を監査等委員長とし、原島茂雄、中川達也の非業務執行取締役3名により構成されており、「監査等委員会規程」に則り、監査計画に基づき監査を実施する他、適宜監査等委員会を開催しております。監査等委員は全員社外取締役であり、弁護士、公認会計士及び税理士それぞれ1名ずつで構成されております。

また、当社の内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

**(c) 経営会議**

当社の経営会議は、代表取締役 橋本光伸を議長とし、取締役 荒池和史、取締役 秋田誠、執行役員 今泉陽介の4名で構成されており、経営の基本方針や経営計画に関わる事項や各部門の重要な案件について審議及び方向付けを行っております。経営会議は、常勤役員及び非常勤役員が指名する各部署責任者等をもって構成し、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図っております。

**(d) リスクマネジメント委員会**

当社のリスクマネジメント委員会は、代表取締役 橋本光伸を議長とし、取締役 荒池和史、取締役 秋田誠、社外取締役(監査等委員長) 藤元拓志、執行役員 今泉陽介、マネージャー5名、サブマネージャー7名、拠点長2名の19名で構成されており、直面するリスクを網羅的に把握してリスクが高いまま放置されないようコントロールすることにより、業務の円滑な運営を実現することを目的として、「リスク管理規程」を制定しており、これに基づき、四半期に一度リスクマネジメント委員会を開催することとしております。

**(e) 内部監査室**

当社は、他の業務執行部門から独立した代表取締役直轄の内部監査室(1名)を設置しております。

内部監査室は、監査等委員会及び会計監査人と情報共有を行う等連携を密にし、監査に必要な情報共有化を図ることにより、各監査の実効性を高めております。

**(f) 会計監査人**

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、当社と同監査法人及び業務執行社員との間には、公認会計士法の定めによる特別利害関係はありません。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査・監督機能の強化として、監査等委員である取締役が取締役会で議決権を持つことにより、監査・監督機能の強化が期待できると及び意思決定の迅速化として、業務執行の権限委譲を進め、取締役会をモニタリング型にシフトすることで意思決定の迅速化が期待できると考え、現状の体制を採用いたしました。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                 | 補足説明                                           |
|-----------------|------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送   | 株主の利便性を考慮し、決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に取り組む所存です。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 株主総会の集中日開催を避け、より多数の株主が出席できるように配慮していく所存です。      |

### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明                                                       | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|------------------------------------------------------------|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表     | 当社ホームページに掲載する予定です。                                         |               |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 個人投資家向けに第2四半期及び通期の決算発表時において定期的に決算説明会の開催を検討しております。          | あり            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 決算説明会の定期的開催を検討しております。                                      | あり            |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催       | 定期的に開催することを予定しておりませんが、今後の海外投資家の比率等の推移を考慮しながら検討していく方針であります。 | なし            |
| IR資料のホームページ掲載           | 決算説明資料、年次報告書、財務ハイライト、投資家の皆様へ等IR資料を掲載する予定です。                |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 管理本部をIR活動担当部署(担当人員3名)とし、取締役管理本部長をIR活動の推進責任者とする予定であります。     |               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明                                                                                                                     |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダーの信頼を得ることが事業拡大の最大の要因であると考え、当社では行動規範を定め、企業倫理の確立、徹底を図っております。                                     |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定    | 当社は、株主、投資家をはじめとするステークホルダーの皆様に対して、正確な会社情報を適時適切に開示することが上場会社として極めて重要な責務と考えております。常に株主や投資家の視点で、迅速、正確かつ公正な会社情報の提供を継続して行っております。 |



## **IV 内部統制システム等に関する事項**

### **1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況**

当社の内部統制システムに関する基本方針は次の通りです。当社はこの基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても経営環境の変化等に対応して見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

Ⅰ 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）は、「経営理念」を共有し、当社グループの取締役及び使用人は、「6つのバリュー」に基づいて行動しております。

2 当社グループの取締役及び使用人が、当社または子会社における法令ないし定款等に違反する、あるいは違反の疑義がある行為等を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員会または内部監査室に報告あるいは内部通報制度を利用した通報を行うこととしております。報告・通報に対してはその内容を調査し、必要に応じて関係部署と協議の上、是正措置を取ると共に再発防止策を策定し、当社グループ全体に実施させることとしております。

3 当社の監査等委員会は、当社グループのコンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めた場合は、取締役会ないしは代表取締役意見に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることとしております。

4 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、独立した立場から法令及び定款、社内規程等の遵守状況等について監査し、その結果を代表取締役に報告しております。

5 当社の取締役会は、各取締役の職務執行を監督するため、取締役会に基づき各取締役は業務の執行状況を取締役会に報告すると共に、他の取締役の職務執行を相互に監視及び監督することとしております。

Ⅱ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1 当社の取締役は、株主総会議事録や取締役会議事録、その他重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じとする。）を法令及び「文書管理規程」に基づき作成すると共に管理及び保存することとしております。

2 前項で定めた文書等は、各取締役及び会計監査人等が、必要に応じ閲覧ないし謄写可能なこととしております。

Ⅲ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1 当社グループのリスクマネジメントの基本方針は、取締役会で決定しております。

2 当社の業務執行におけるリスクは、リスクマネジメント委員会に対処方針を策定するとともに、各業務執行取締役がその対応に責任を持ち、重要なリスクについては取締役会で分析及び評価を行い、対応を決定することとしております。

3 当社グループにとって重要な投資については、収益性や事業戦略性、組織運営上のリスクを事前に取締役会で十分検討すると共に、事後的なモニタリングを随時実施しております。

Ⅳ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1 当社は毎月定例の取締役会を開催し、「取締役会規程」に基づく重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を実施しております。

2 当社は、当社グループの取締役及び使用人が共有する経営計画を年度ごとに策定し、各担当取締役は、グループ全体の目標達成のための具体的目標及び権限の適切な配分等、当該目標達成のための方法を定めると共に、定例の取締役会で目標達成の進捗状況についての報告を実施しております。

3 当社取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」でその責任者や執行手続等の詳細について定めております。

Ⅴ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1 当社グループの業務執行の状況は、定期的に取締役会において報告されております。

2 当社グループの経営に関する一定の事項については、当社の関連部署と随時協議を行うと共に、重要事項については当社の取締役会の承認を要することとしております。

3 当社子会社の取締役及び使用人は、当社からの経営管理や経営指導内容が法令ないしは定款等に違反すると認められる場合は、当社の監査等委員会または内部監査室に報告あるいは内部通報制度を利用した通報を行うこととしております。報告・通報に対してはその内容を調査し、必要に応じて関係部署と協議の上、是正措置を取ると共に再発防止策を策定することとしております。

Ⅵ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1 当社の監査等委員会が監査等委員会スタッフを求める場合、当社管理本部を監査等委員会の職務を補助する組織とし、その使用人が監査等委員会スタッフを兼務することとしております。

2 監査等委員会スタッフの任命や異動については、監査等委員会の事前同意を要することとしております。

3 監査等委員会スタッフは、監査等委員会から指示を受けた場合に、当該指示された業務に関しては監査等委員である取締役以外の取締役からの指揮命令を受けないこととしております。

Ⅶ 当社及び子会社の取締役、使用人等が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会の業務が実効的に行われることを確保するための体制

1 当社グループの取締役及び使用人は、法令ないしは定款、社内規程等の違反行為他、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合、直ちに監査等委員会に対して報告を行うこととしております。

2 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には速やかにその報告を行うこととし、また監査等委員会が業務や財産等の調査を行う場合は、積極的に協力することとしております。

3 当社の内部監査室は、内部監査の実施状況や内部通報制度への通報状況等を監査等委員会に定期的かつ適時に報告することとしております。

Ⅷ 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会にいつでも直接報告を行うことができることとしており、当社グループは当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

Ⅸ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針

当社グループは、監査等委員会がその職務の執行に際し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、または監査等

委員会が独自に外部専門家をその職務執行のために利用した場合は、当該費用または債務が監査等委員会の職務執行に必要と認められない場合を除き、速やかに当該費用または債務に応じ、処理することとしております。

X その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 当社の各監査等委員は、その職務のため必要な場合、各会議に自由に参加できることとしております。
- 2 当社の監査等委員会は、定期的に代表取締役や内部監査室、会計監査人と意見交換を行うこととしております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の付き合いをせず、毅然とした態度でその排除に努めることとしております。また、不当な要求を受けた場合は、警察等と連携し、断固拒否することとしております。

当社は、反社会的勢力の情報を当社管理部で管理することとしており、取引先との各種契約書等で反社会的勢力の排除を確認すると共に、当該情報を当社グループでの注意喚起等に利用しております。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

### 該当項目に関する補足説明

買収防衛策は安定的な経営を継続するための重要な施策と考えますが、一方で株主権利の制約を伴うものであるため、現時点では導入する計画はありません。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

### 〔適時開示体制の概要〕

#### 1. 基本方針

当社は、株主や投資家をはじめとしたすべてのステークホルダーに対し、金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下、「適時開示規則」という）に基づき、会社情報の適時適切な開示に努めてまいります。

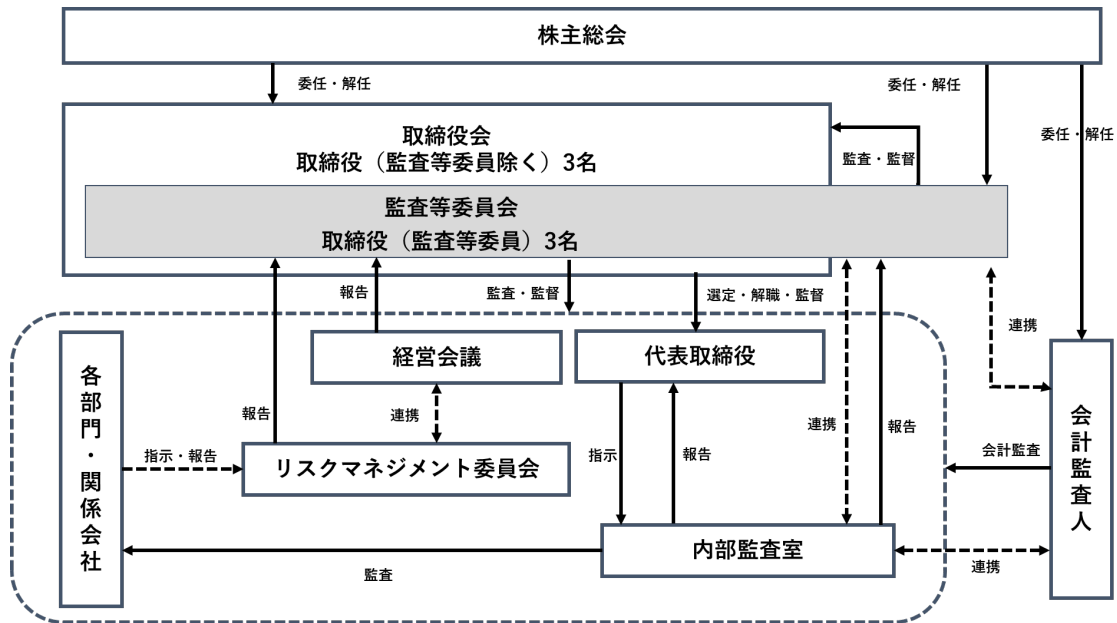
#### 2. 開示方法

情報の開示は、関係法令及び「適時開示規則」に基づき、株式会社東京証券取引所の適時開示情報システム（TDnet）への登録により行います。なお、TDnetへ登録した開示情報は当社のウェブサイトのIRコーナーにおいても開示いたします。

#### 3. 開示プロセス

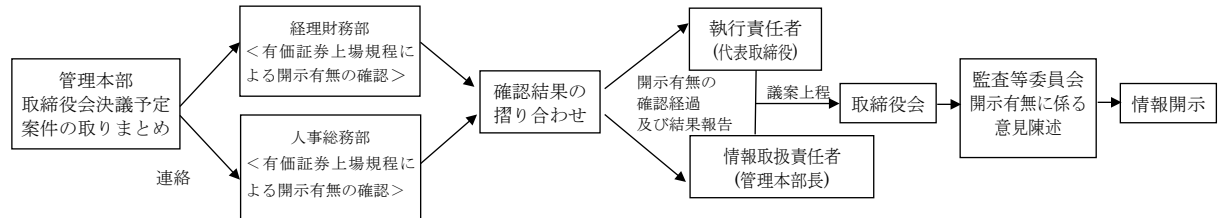
- (1) 当社に関する会社情報（決定事実、発生事実、決算情報）が生じた場合、当該重要情報の取扱担当者（管轄部門担当役員）は重要情報取扱管理者（管理部担当役員）へその内容を報告する。
- (2) 重要情報取扱管理者はその内容について必要に応じて関係部署や監査等委員と協議したうえで重要性の判断を行い、代表取締役へ報告する。
- (3) 代表取締役は適時開示について最終決定もしくは取締役会決議による場合は取締役会決議後に、重要情報開示責任者（管理部担当役員）の指示のもと速やかに適時開示を行う。

【参考資料：コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】

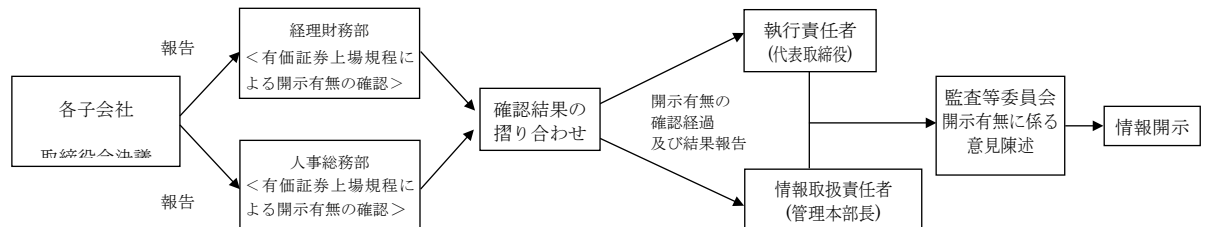


【参考資料：適時開示体制の概要（模式図）】

＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞



＜子会社の決定事実に関する情報＞



＜当社グループに係る発生事実に関する情報＞

